

1 3 警察力の充実・強化

警察本部地域部地域課

提案の要旨

昭和地区における警察力の充実・強化

現状及び課題

本市では、広島県警察本部が進める「減らそう犯罪 県民総ぐるみ運動」の趣旨を踏まえ、所轄警察署や防犯連合会等の各関係機関・団体との連携を強化するとともに、市民協働による自主防犯活動などのまちづくり活動の促進を図ることにより、生活に身近な犯罪は減少傾向にあります。

しかしながら、依然として子どもやお年寄りを巻き込む犯罪も発生している状況から、市民を守り、本当に安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、地域住民の生活に密着した交番や駐在所の存在が非常に重要な意義を持つと考えています。

特に、昭和30年代後半からの団地開発により人口が増加した昭和地区においては、約3万5千人の人口であるにもかかわらず、いまだに交番が1か所あるのみで、他の地域に比べ交番の受持区域人口や面積が極めて過大となっています。

現在、当該地区住民の高齢化率は32パーセントで、10年前の21パーセントと比べて11ポイントも上昇していることから、防犯上の不安を強く感じているところです。

また、昨年3月に東広島・呉自動車道が全線供用開始となり、さらに、主要地方道呉環状線、主要地方道呉平谷線の整備も着実に進められるなど、当該地区を取り巻く交通環境が変わりつつある中、交通事故や犯罪の広域化が強く懸念されています。当該地区における交通安全活動や自主防犯活動など、安全・安心のまちづくりを一層強く推進するためにも、その取組の核というべき、交番や駐在所の増設、体制の充実等が必要になっています。

取組状況等

- H13. 11 県警察本部地域部地域課へ「交番の整備促進」の要望書を提出
- H15. 1 安全パトロール活動を開始
- H15. 7 昭和地区自治会連合会長ほか昭和地区各団体の長が知事へ「昭和地区への警察署の新設について」の要望書を提出
- H15. 8 昭和地区自治会連合会長ほか昭和地区各団体の長が県警察本部長へ「昭和地区への警察署の新設について」の要望書を提出
- H16. 4 「呉市犯罪防止による安全なまちづくり推進条例」施行
- H17. 3 昭和地区防犯パトロール隊の結成
- H18年度～ 県知事、県議会議長、県警察本部長へ「警察力の充実・強化」についての提案書を提出
- H21. 3 呉市内全地区で、自主防犯活動なども盛り込んだ「地域まちづくり計画」策定完了

提案の内容

○ 昭和地区における警察力の充実・強化

昭和地区において、交番や駐在所の増設、警察官の増員など、警察力の充実・強化を図ること。

署名	交番・駐在所名	職員数	面積 (km ²)	受持区域人口 (人)	刑法犯認知件数 (平成27年中)		
呉 警 察 署	本通二丁目 交 番	10	20.07	51,423	171		
	本通六丁目 "	6			44		
	東中央 "	4			76		
	呉駅 "	6			120		
	海岸 "	4			43		
	吉浦 "	3			10,563	24	
	警固屋 "	3			4,888	20	
	宮原 "	3			3.95	7,607	38
	天応 "	3			3.95	4,256	16
	焼山 "	9	27.76	34,349	92		
広 警 察 署	阿賀 交 番	9	32.73	46,942	56		
	大入 駐在所	1			14.57	16,016	2
	中新開 交 番	9			210		
	広駅前 "	6			133		
	長浜 駐在所	1			8		
	仁方 交 番	3			10.51	6,609	30
	郷原 駐在所	1			20.94	4,988	14
	下蒲刈 "	1			8.72	1,518	11
	川尻 "	2			16.85	8,678	23
	蒲刈 "	1			18.98	1,813	9
	安浦 "	2			63.54	11,203	24
	安登 "	1			11		
	豊浜 "	1			11.68	1,513	15
	豊 "	1			14.08	1,984	6
音 戸 警 察 署	署直轄	3	54.46	5,676	21		
	畑 駐在所	1			18.75	12,204	4
	田原 "	1			6		
	本浦 "	1			9		
	須川 "	1			3		
	室尾 "	1			8		
合 計		98	352.80	232,230	1,247		

注1：職員数は、平成28年4月1日現在

注2：面積（平成24年10月1日市勢便覧）は、支所区域面積のため、交番・警察官駐在所受持区域とは異なる場合がある。

注3：受持区域人口は、支所区域による人口のため、交番・駐在所の受持区域人口とは異なる。（平成28年3月末現在 住民基本台帳による。）

注4：刑法犯認知件数は、広島県警察ホームページによる。

注5：各警察署で認知した管轄外の事件は含んでいない。